

## 「鉄道の技術上の基準を定める省令」第10条に基づく係員教育における受講要件等の仕様内容

係員教育名	受講要件等	講習会		検査等（判定）	教育頻度
		教育内容	日数		
列車等の運転に直接 関係する作業（運 転）（在） 更新	(1) 工事管理者(特)、工事管理者(線閉)、軌道工事管理者 (特)、軌道工事管理者(線閉)、軌道工事管理者(機)、 軌道工事管理者(保車)の有資格者 ※ J R 北海道の出向者を含む	【座学】※必要時バラスト関係を追加 ① 運転に関する法令・規程 ② 建築限界関連 営業線工事保安関係示 ③ 方書（在来線） ④ 線閉・保守用車関連 ⑤ 異常時・事故防止対応 【技能訓練】 ○列車防護	0.5日	① 知悉度（正解80%以上） ※80%未満は再教育⇒報告	年度1回
	(2) 踏切監視員の有資格者 ※ J R 北海道の出向者を含む	【座学】※必要時踏切構造関係を追加 ① 運転に関する法令・規程 ② 踏切通行者への対応 営業線工事保安関係示 ③ 方書（在来線） ④ 異常時・事故防止対応 【技能訓練】 ○列車防護		② 医学適性（視器、聴器、循環 器、四肢状態等）	
施設の保守その他こ れに類する作業（保 守）（在） 更新	工事管理者（在）、軌道工事管理者（在）の有資格者 ※ J R 北海道の出向者を含む	【座学】 ① 運転に関する法令・規程 ② 建築限界関連 営業線工事保安関係示 ③ 方書（在来線） ④ 鉄道施設保守の安全 ⑤ 異常時・事故防止対応 【技能訓練】 ○列車防護	0.5日	① 知悉度（正解80%以上） ※80%未満は再教育⇒報告	年度1回
				② 医学適性（視器、聴器、循環 器、四肢状態等）	

係員教育名	受講要件等	講習会		検査等（判定）	教育頻度
		教育内容	日数		
列車等の運転に直接関係する作業（運転）（幹）	更新 線閉責任者の有資格者 ※ J R 北海道の出向者を含む	【座学】 ① 運転に関する法令・規程 ② 建築限界関連 営業線工事保安関係示 ③ 方書（在来線） ④ 線閉・保守用車関連 ⑤ 異常時・事故防止対応 【技能訓練】 ○列車防護	0.5日	① 知悉度（正解80%以上） ※80%未満は再教育⇒報告 ② 医学適性（視器、聴器、循環器、四肢状態等）	年度1回
施設の保守その他これに類する作業（保守）（幹）	更新 工事管理者（幹）、軌道工事管理者（幹）の有資格者 ※ J R 北海道の出向者を含む	【座学】 ① 運転に関する法令・規程 ② 営業線工事保安関係示 方書（新幹線） ③ 保守作業等手続 ④ 新幹線施設保守の安全 ⑤ 異常時・事故防止対応 【技能訓練】 ○列車防護	0.5日	① 知悉度（正解80%以上） ※80%未満は再教育⇒報告 ② 医学適性（視器、聴器、循環器、四肢状態等）	年度1回